

## 仕様書

### 1 件名

令和6年度森林・林業再生に向けた普及啓発事業

### 2 事業目的

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響を受けた地域では除染等が行われてきており、帰還困難区域についても帰還困難区域を除き順次解除されてきている。これらの地域では、林業は基幹産業の一つであり、事故後、森林の整備や林業生産活動が停滞していることから、森林・林業の再生が重要な課題となっている。

また、平成29年12月に復興庁が策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」では、政府一体となって風評払拭に取り組むとともに、放射線に関する正しい知識の理解と誤解の払拭を図るための工夫を凝らした情報発信を行うこととされているところ。

本事業は、こうした情勢を踏まえ、福島における森林の現状に対する理解の深まりや、幅広い関係者の参画・連携の下で行われている福島の森林・林業の再生に向けた取組等を分かりやすくかつ正確に地域住民や森林所有者、行政関係者及びマスコミ等に幅広く伝えるため、森林における放射性物質の調査・研究や林業再生に向けた取組等に関する最新の知見や成果を整理し、情報発信を行って地域の復興加速化、風評の払拭等を図るものとする。

なお、新型コロナウイルスによる感染のリスクが懸念される状況となった等の場合には、被災感染防止等を最優先した取組とする。

### 3 事業の履行期間

令和6年度事業であるため、令和7年3月14日(金)までには本事業に係る全ての業務を終了すること。ただし、事業開始日は、委託契約締結日からとなる。

### 4 事業内容

業務は、次により実施するものとする。

#### (1) オンラインポジウムの開催

国内の小学校中学年以上の親子等を対象に、森林における放射性物質の動態や林業再生に向けた取組を理解してもらうためのシンポジウムを開催する。

ア 時期: 令和6年10月～12月の間

イ 場所: 都内若しくは福島県内

ウ 規模: 最大500組程度

エ 開催形態: オンラインによるライブ配信

オ 回数: 1回

カ 告知: シンポジウムの開催に係るチラシ(30,000枚程度)、ポスター(400枚程度)を作成・配布するとともに、ホームページへの掲載、自治体が発行する広報誌への掲載依頼及び新聞等マスコミへの情報提供等を行う。

なお、開催の告知については、林野庁及び福島県においてもプレスリリースを行うため、告知する時期の調整を行うこと。

キ 企画等: プログラムの企画、報告者等の連絡調整、資機材の確保等を行う。なお、プログラムについては、多くの参加者が見込めるテーマ及び内容とし、林野庁及び福島県等の担当者と協議し決定する。

ク その他: シンポジウムに関連して動画を制作し、令和2年度より開設しているmaffchannelの「福島

ク その他:シンポジウムに関連して動画を制作し、令和2年度より開設しているmaffchannelの「福島のもり応援隊動画」に掲載して、コンテンツの充実を図る。また、参加者にアンケートを実施し、評価や意見を求めるとともに、福島県産品の安全性をPRするため、試供品(木製品、特用林産物等)の提供等を行う。

#### (2) パンフレットの作成・印刷

福島県等の一般市民等を対象に、森林における放射性物質の影響等について、分かりやすく正確な情報を提供することを目的に、最新の知見や研究成果を情報収集し、新たなパンフレットを作成・印刷する。

なお、パンフレットの構成や内容の詳細等については、林野庁担当者と協議し決定する。

ア 体裁:A4判 カラー刷り 中とじ 20頁程度

イ 部数:5,000部(ただし、事前に福島県等と調整を行い、契約額の範囲内においても増刷可能とする。)

ウ 発行日:契約日より9ヶ月以内を目途とする。

エ その他:令和5年度に作成したパンフレット「放射性物質の現状と森林・林業の再生」については、必要に応じて林野庁から提供する。なお、作成するパンフレットの原稿は電子媒体(ワード形式)により電子データ化して作業を行う。

#### (3) 企画展示の実施

都市部にある展示スペース(集客が多く見込まれるイベント、施設等)において、福島県産の木材や林業再生に向けた取組等について展示を行う。

ア 時期:令和6年7月～令和7年1月の間

イ 期間:1か所で2～3日程度

ウ 企画等:展示物の企画、出展者等の調整、展示パネルの印刷のほか、展示期間における来場者対応を行うとともに、必要に応じて研究者や林業関係者等の協力を得て、放射性物質の現状等について解説を行う。

なお、来場者にアンケートを行い、集計・分析を行う。また、福島県産品の安全性をPRするため、試供品(木製品、特用林産物等)の提供等を行う。

エ 貸与等:展示に必要な備品等については受託者において調整(利用施設等における貸与等)や手配を行う。また、保健所の手続きが必要な場合においては、当該施設の担当者の指示に従うものとする。

オ その他:福島県東京事務所や福島県アンテナショップの施設等と連携し、普及啓発に努めるものとする。

#### (4) 出前講座の開催

福島県内外の消費者関連団体、学校関係者及び林業関係団体等に対し、森林における放射性物質の動態や林業再生に向けた取組等についての説明及び意見交換等を行う。

ア 時期:令和6年7月～令和7年2月の間

イ 場所:福島県内外

ウ 規模:30人程度/回

エ 回数:2回程度

オ 企画等:講座のプログラム、講師等の連絡調整、資機材等の確保を行う。なお、プログラムについては、事前に要望を聴き取り、林野庁と協議の上、決定する。

カ その他:講座の内容等を評価・分析するため、参加者にアンケートを行う。また、必要に応じ、参加者に対して茶菓を用意する。

## (5) 報告書のとりまとめ

上記(1)、(3)及び(4)の項目毎に、事業の実施内容及びアンケートを集計・分析し、普及啓発の手法としての改善や新たな提案等について報告書としてとりまとめる。また、発表内容及び質疑等について会議録として整理し、その概要をまとめるものとする。なお、(2)のパンフレットについては、記載内容の要約又は概要を記載することし、報告書への添付は要しない。

## (6) その他

業務の実施に当たっては、項目毎に事前の準備段階から適宜、林野庁担当者と協議を行うとともに、必要に応じて、福島県及び国立研究開発法人森林研究・整備機構等の協力を得るものとする。

## 5 成果物

### (1) 納入物件

① 事業報告書は、電磁記録媒体2枚、紙媒体40部とする。

② 電磁媒体は、原則、ワード形式、定量的データはエクセル形式とする。

なお、電子媒体は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを添付して提出する。

### (2) 納入場所

林野庁 森林整備部 研究指導課 (南別館7階 ドア番号:別701)

## 6 その他

(1) 受託者は事業の進行状況等を1か月に1回の頻度で定期的に報告するほか、林野庁担当者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとする。なお、各作業着手時及び現地作業終了時においては、必ず状況を報告するものとする。

(2) 事業の目的を達成するために、林野庁担当者は、業務状況・進行状況に応じて必要な指示を行うものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

なお、受託者は、打合せを行った際は、打合せの内容を記録した打合せ簿を速やかに作成し、林野庁担当者に提出する。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官の承認を得るものとする。

(4) 受託者は、業務により知り得た個人情報及び調査データ等について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。

(5) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表(受託者が組織として人件費単価を定めている場合)又は実際に従事する(した)者の給与明細を確認する。

(6) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたとき、又は、事業の内容を変更する必要があるときは、受託者と林野庁担当者が協議の上、対応する。

(7) 受託者は、当該委託事業により作成された著作物に係る一切の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)著作者人格権)を行使しないものとする。

(8) 受託者は、第三者が権利を有する著作物を利用する場合は、原著作者の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

(9) 受託者は、発注者が成果物を活用する場合及び発注者が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置すること。それ以外の利用に当たっては、発注者は受託者と協議の上、その利用の取り決めとする。

- (10) 受託者は、この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (11) 必要に応じて過年度における本事業報告書を閲覧または貸与する。